

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会が設置する社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会茨木訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態・要支援状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人^{思賜}済生会支部大阪府済生会茨木訪問ステーション
- (2) 所在地 茨木市上穂積1丁目2-27

第5条 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人^{思賜}済生会支部大阪府済生会茨木訪問ステーション 摂津出張所
- (2) 所在地 摂津市鳥飼上3丁目6番21号 第2山本マンション201号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：看護師、保健師 3名以上
必要に応じて雇用・配置し、主治医の指示による指定訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るために必要な指定訪問看護を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
必要に応じて雇用・配置し、訪問看護の範疇でリハビリテーションを行う。
- (4) 事務職員
必要に応じて雇用・配置し、事務所の運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（土曜日は午前のみ）までとする。
ただし、日曜、国民の祝日、12月30日～1月3日まで、5月30日、毎月第3土曜日を除く。
- (2) 営業時間 午前9:00から17:00までとする。（土曜日は12:30まで）
訪問時間 午前9:15から16:30までとする。（土曜日は12:00まで）
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適当に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づき、要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明し同意を得た上で、医学の進歩に対応し適切な看護を提供する。

- (サービス内容)
- ① 病状・障害の観察
 - ② 入浴・清拭等による清潔の保持
 - ③ 食事・排泄等の日常生活の援助
 - ④ 褥創の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の介護方法などの助言・指導
 - ⑧ 心の健康・病気の予防などの助言
 - ⑨ 療養生活や介護方法の助言・指導
 - ⑩ 服薬などの指導
 - ⑪ チューブ・カテーテル類の交換と管理
 - ⑫ その他医師の指示による医療処置
 - ⑬ 緊急時の電話相談

(2) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者に対して介護予防的にかかわり、適切な相談、助言そして指導を行う。

(3) 看護師等は、訪問看護計画書に基づき看護を提供し、その看護内容を訪問看護記録に記載する。

(4) 看護師等は、訪問看護報告書を作成し、主治医及び関係機関に報告する。

(指定訪問看護の利用料その他の費用の額)

第9条

1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ・通常の事業の実施地域 無料
- ・通常の事業の実施地域以外は、6 km以上より 2 km毎に料金設定。

各事業所から利用者の居宅までの直線距離で算定する

- ・片道 6km 以上~8km 未満 600 円/回
- ・片道 8km 以上~10km 未満 800 円/回
- ・片道 10km 以上 1,000 円/回

*タクシー使用の場合 実費

- 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(キャンセル料)

第10条

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

ご利用の前日 17：00 までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用の前日 17：00 以降にご連絡をいただいた場合	500 円（税別）

*体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、茨木市・一部の吹田市（青葉丘南・千里丘北・千里丘中・千里丘下・千里丘西・長野東・新芦屋上・新芦屋下・清水）・摂津市・一部の高槻市（柱本・三箇牧・三島江・西面南・西面北・西面中・唐崎南・玉川）とする。

- ・摂津出張所の訪問実施地域

摂津市・一部の高槻市（柱本・三箇牧・三島江・西面南・西面北・西面中・唐崎南・玉川）

(緊急時等における対応方法)

第12条

- 1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は利用者に対して、24時間体制で常時看護に対する相談に応じる。又、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な処置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

- ①指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ②食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(苦情処理)

第14条

- 1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第15条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働所が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、がイベへの情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(社会情勢及び天災)

第18条

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を訪問看護は負わないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条

- 1 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供をさせない。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人^{思賜財団}済生会支部大阪府済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

- (附則) この規程は、平成19年7月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年5月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年5月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。